

三重とこわか国体・三重とこわか大会写真集制作等業務委託 仕様書

1 委託業務名

三重とこわか国体・三重とこわか大会写真集制作等業務

2 目的

三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「両大会」という。）の準備等の取り組みや両大会の競技の様子等を総合的に取りまとめた写真集を制作するとともに、受託者による販売によって、より幅広い方々へ両大会の感動を伝えることを目的とする。

3 期間

契約日から令和4年3月11日（金）まで

4 規格

以下の項目を基本とし、提案による。

- ・ A4判 200ページ程度（カラー印刷）
 - ・ 紙質：表紙、裏表紙はコートガード紙22.5kg
本文はコート紙60kg
 - ・ その他の定めのない項目については提案により決定する。
- ※校正は制限なしとする。

5 業務内容

受託者はページ構成案、及び制作スケジュールの作成に加えて、撮影、編集、印刷、製本を行い1冊の冊子に取りまとめるとともに、「6 成果品」で記載の成果品の発送等の業務を行う。

(1) 撮影・掲載内容

次の項目について発注者と協議のうえ撮影を行い、写真集に掲載するものとする。

ア 両大会の開閉会式

- ・ 式典等の様子（三重県総合文化センター大ホール・及びその周辺）を撮影すること。
※会場内で撮影した写真データは、速やかに発注者に提供すること。
※当日の撮影にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- ・ 式典前後の会場（三重県総合文化センター）内の様子
※会場内にある装飾、スタッフ・ボランティア等の様子を撮影すること。
- ・ 会場（三重県総合文化センター）内に入場するためには発注者が発行するIDが必要になるため、申請のための調整を事前に発注者で行うこと。
- ・ その他、会場外の様子については発注者で撮影するが、掲載を指示する場合がある。

イ 競技

- ・ 三重とこわか国体実施競技
※会期前競技も含め、全正式・特別・公開競技を撮影すること。
※男女、種別の区分がある競技は、各競技必ずそれぞれの種別を撮影すること。
※三重県選手を中心に撮影すること。
※正式・特別競技については、別紙1に記載の競技1つにつき、最低1ページ以上、

写真6枚以上の内容を確保すること。

※公開競技については、別紙1に記載の競技1つにつき、写真3枚以上の内容を確保すること。また、全公開競技（5競技）で合計3ページ以上の内容を確保すること。

※デモンストレーションスポーツについて、1ページ以上にわたって以下の項目を紹介すること。

・全てのデモンストレーションスポーツ競技の開催場所を記載すること。

・令和3年10月25日までに開催された競技の写真を各1枚以上掲載すること。

※契約日（7月中旬予定）から令和3年10月25日までに開催される全てのデモンストレーションスポーツ競技について、撮影を行うこと。（契約日（7月中旬予定）までの撮影については、発注者にて行う。）

・三重とこわか大会実施競技

※全競技撮影し、三重県選手を中心に撮影すること。

※障害区分のある競技は、各競技必ず区分ごとに競技を撮影すること。

※正式競技については、別紙2に記載の競技1つにつき、最低1ページ以上、写真6枚以上の内容を確保すること。

※オープン競技については、別紙2に記載の競技1つにつき、写真3枚以上の内容を確保すること。また、全オープン競技（2競技）で合計1ページ以上の内容を確保すること。

ウ その他

- ・おもてなし広場、コンディショニングルーム等におけるスタッフ、ボランティア等の活動等、競技以外の様子を撮影すること。
- ・写真集の最後の2ページについて、発注者が指定する広告（三重とこわか国体・三重とこわか大会の協賛企業一覧）を掲載すること。
- ・上記以外の内容について、両大会の開催の様子を魅力的に伝えることができるような写真集の構成・内容・デザインを提案すること。

(2) 撮影に当たっての留意事項

- ・本県代表選手の活躍を中心に撮影すること。
- ・受託者が独自に撮影した写真（報道用など）または入手した写真があれば、使用して構わない。また、発注者から写真を提供し、掲載を指示する場合もある。
- ・撮影する写真はA4カラーページとして使用が可能な品質を確保すること。
- ・撮影および各種調整に必要となる一切の経費は、委託費に含まれること。
- ・各競技等の撮影場所の主催者等との事前調整、関係団体との撮影場所、時間等の調整は、受託者が行うこと。
- ・撮影した写真について、発注者による両大会ホームページ、両大会広報紙等への使用に同意すること。また、それを考慮したうえで、肖像権や著作権を侵すことがないよう事前に必要な許諾等を取り、撮影においても常にその点に留意すること。

(3) 編集方針

- ・提案による。ただし、マスコットキャラクターの「とこまる」の展開形を効果的に活用すること。各種デザインデータは発注者から提供するものとする。

6 成果品

(1) 成果品の納品について

ア 写真集

完成した写真集1, 700部を、発注者が指定する場所に納品すること。

イ 写真データ

- ① 撮影した写真画像データ（J P E G形式の電子ファイル画像）を記録した記録媒体
※撮影日、撮影場所、競技名、撮影選手・対象者及び撮影枚数等が分かるように整理すること。
- ② 業務期間中であっても発注者の指示に応じ写真データを指定する場所に納品すること。

(2) 成果品の取扱いについて

- ア 委託業務に係る成果品（提出物及び実施に係る製作物等）の全ての著作権、その他これらに類する諸権利は、受託者に帰属するものとする。（両大会の開・閉会式会場内で撮影した写真、及び発注者が提供したものを除く。）
- イ 受託者は、発注者及び国体競技会の開催市町が、両大会の記録報告書の制作や広報等を行う場合や、三重県内のスポーツ振興および普及を図る場合において、写真集の一部を無償で使用し二次的著作物を創作することを許諾することとする。

(3) 納品期限

令和3年11月30日（火）まで

(4) 納品場所

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 吉田山会館1階
三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局 総務企画課

7 業務委託にあたっての付帯事項

(1) 写真集の販売

受託者は、「6 成果品（1）成果品の納品について ア 写真集」で指定する写真集と同様の書籍を、令和3年12月上旬から令和4年2月28日（月）まで販売するものとする。なお、販売にかかる書籍の印刷・製本・配送・その他の経費並びに売上にかかる収益は受託者に帰属するものとする。
また、本業務委託の終了後についても、引き続き販売を行ってよいものとする。

(2) 販売実績の報告

受託者は、令和4年2月28日（月）までの写真集の売上部数を令和4年3月11日（金）までに発注者に報告すること。

(3) その他

写真集の購入手段はできるだけ多く用意し、県民等が購入しやすい環境を整えること。具体的な販売方法・販売価格については、提案による。

8 その他

(1) 業務実施体制等

- ア 受託者は、本業務の実施体制を明示し、的確な役割分担による業務体制を構築すること。また業務の執行に当たり、総括する者を配置すること。両大会期間中における撮影および写真集の編集作業は、過密かつ膨大になることから、それに十分対応できる業務実施体制を整えること。
- イ 発注者は、必要と認めるときは、受託者に対して編集、制作、出版及び販売の状況について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。
- ウ 既存著作物の著作権等が発生する場合は、本業務の目的を達成するための権利処理を行うこと。そのための費用については受託者の負担とする。
- エ 発注者（実行委員会）が解散した場合、契約に基づく発注者の当該成果品等に関する権利は三重県に承継されるものとする。
- オ 本仕様書に定めのない事項および本仕様書により難しい事項については、その都度、発注者と協議のうえ決定すること。

(2) 業務の継続が困難になった場合の措置について

- 受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。
- ア 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の解除ができる。この場合、発注者に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。
- イ 災害その他の不可抗力等、発注者および受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

(3) 両大会の中止等が決定した場合の対応

- ア 両大会又は国体・大会のどちらかが中止、一部中止、規模縮小などした場合、業務委託の内容及び委託額等の取扱いは、発注者と受託者が協議の上、決定すること。
- イ 発注者が本業務委託に係る精算に係る事務を行う際の参考とするため、受託者は発注者から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に実施した業務に係る費用について積算したものを発注者の指定する日時までに提出すること。

(4) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
- ウ 発注者に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

- (5) 受託者が(4)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県が定める「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。